

## 青野ダム記念館施設の利活用に係る事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 民間活力の導入による青野ダム記念館施設の利活用を実施するに当たり、公募型プロポーサルによる青野ダム記念館施設の利活用に係る事業者募集要領（以下「募集要領」という。）に基づく優先交渉権者の選定を厳正かつ公正に行うため、青野ダム記念館施設の利活用に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要領の確認に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) 提案書の審査及び優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長を含む委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 委員会を招集できない場合は、委員長が各委員に議事を回付し、可否を伺うことで議決に替えることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちの再生部都市政策室都市再生課美食のまち推進係において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、第2条に規定する所掌事務が終了する日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員長	まちの再生部長
委員	都市政策室長
委員	公共施設マネジメント推進課長
委員	まちのブランド観光課長
委員	農業創造課長
委員	公園みどり課長
委員	都市再生課長